ヘルパーステーション北条　訪問介護事業
契約書別紙兼重要事項説明書（別表）

令和７年４月１日現在

１．施設の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	計
管　理　者	介護福祉士	１名（１名）	０名（０名）	１名（１名）
サービス提供責任者	介護福祉士	１名（０名）	０名（０名）	１名（０名）
訪 問 介 護 員	介護福祉士	２名（１名）	３名（０名）	６名（１名）
	介護職員初任者課程	０名（０名）	１名（０名）	

※　（　）は兼務を示す

２．利用料金

（１）基本料金

身体介護	（１）２０分未満	１，６３０円
	（２）２０分以上３０分未満	２，４４０円
	（３）３０分以上1時間未満	３，８７０円
	（４）1時間以上1時間３０分未満	５，６７０円
	（５）１時間３０分を超えると３０分ごとに加算	８２０円
引き続き「生活援助中心」を算定する場合	身体介護が２０分以上、２５分ごとに加算。７０分以上を限度。	２５分を増す毎に６５０円を加算
生活援助	（１）２０分以上４５分未満	１，７９０円
	（２）４５分以上	２，２２０円

＊事業所と同一または隣接する敷地やそれ以外の範囲で２０人以上居住できる建物に在住の方は、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に基いた金額分の９０／１００の金額となります。

＊事業所と同一または隣接する敷地で５０人以上居住できる建物に在住の方は、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に基いた金額分の８５／１００の金額となります。

＊やむを得ない事情で、かつ、ご利用者の同意を得て、２名で訪問した場合は、２名分の料金となります。

＊上記の料金設定の基本となる時間は、ご利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準としています。

（２）加算料金

加算の種類	加算の内容	加算額
◎特定事業所加算Ⅱ	〈体制要件〉 ①事業所のヘルパー・サービス提供責任者に対して計画的に研修を実施 ②サービス提供責任者が利用者に関する情報等の伝達を行うとともに事後に報告を受けていること ③ヘルパーの健康管理を定期的に実施 ④サービス提供責任者が全訪問介護職員を対象とし、会議を定期的び実施 ⑤緊急時における対応方法が利用者に明示されていること 〈人材要因〉 ①事業所のヘルパーについて介護福祉士の割合が３０％以上 ②サービス提供責任者全てが３年以上の経験を有する介護福祉士 ③実務者研修を終了した介護福祉士	通常の基本料金に１０％加算
◎特定事業所加算Ⅴ	〈体制要件〉 ①②③④⑤は特定事業所加算Ⅱと同様 ⑥通常の事業の実施地域内であって中山間地域等に居住するものに対して、継続的にサービスを提供していること ⑦利用者の心身の状況またはその家族等を取り巻く環境の変化に応じて、訪問介護事業所のサービス提供責任者等が起点となり随時、介護支援専門員、医療関係職種等と共同し、訪問介護計画の見直しを行っていること	通常の基本料金に３％加算
初回加算	＊新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に自ら訪問介護を行った場合、又は他の訪問介護職員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合 ＊過去二月間（暦月）に、当該指指定訪問介護事業所から訪問介護の提供を受けていない場合	一月につき ２，０００円
生活機能向上連携加算	①訪問または通所リハビリテ―ションを実施している事業所又は医療提供施設のリハビリテ―ション専門職・医師からの助言を受ける事のできる体制を構築、助言を受け、サービス提供責任者が生活機能向上を目的とした訪問介護計画書を作成する事。リハビリ専門職・医師は、リハビリテ―ション等サービス提供の場や動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うこと。 ②訪問または通所リハビリテ―ションの専門職が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテ―ションを実施している医療提供施設のリハビリ専門職や医師が訪問して助言を行う場合	①一月につき １，０００円 ②一月につき ２，０００円
緊急時訪問介護加算	＊利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めた時に、身体介護を行った場合	１回につき １，０００円
早朝夜間加算	＊早朝（午前６時～午前８時）、夜間（午後６時～午後１０時）にサービス提供した場合	通常の基本料金に２５％加算
◎介護職員等処遇改善加算Ⅰ	＊①経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（介護福祉士３０％以上） ②総合的な職場環境改善による職員の定着促進が行われていること ③資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みが整備されていること ④介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等が行われている	月の所定単位数の２４．５％加算

＊該当する加算料金に対して、介護保険負担割合証の利用者負担の割合に基いた金額となります。

（３）その他の料金

キャンセル料：　利用日の当日、午前８時３０分までに連絡がなくキャンセルした場合、利用日に提供予定であったサービス利用料の本人負担額をいただきます。

但し、利用者等の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。